

第9号議案

豊後大野市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

豊後大野市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、市営住宅の敷金の充当に係る取り扱いを明確にするとともに、入居手続の負担を軽減するため連帯保証人の人数の見直し等を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

豊後大野市特定公共賃貸住宅条例（平成19年豊後大野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改め、「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第10条第1項第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかの請書を提出すること。

ア 市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書

イ 入居決定者が、賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者であって市長が適当と認めるもの（以下「保証業者」という。）と、当該入居決定者の家賃の支払に係る債務を保証することを当該入居決定者が委託することを内容とする契約を締結した場合の当該契約に係る保証業者について記載した請書

第10条第3項中「県内」を「市外」に改め、同条第4項中「連署」の次に「又は保証業者についての記載」を加える。

第16条中第3項を第4項とし、同条第2項中「未納の家賃若しくは減額後家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第30条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。